

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA		
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）	その他補足事項
記載要領→	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組（以下「本取組」という。）を抜粋して記載しています。						本取組に関し、平成30年度末までに実施した取組（実施予定のものを含む。）について、何をいつ実施したか等を具体的かつ定量的に記載してください。	本取組に係り、PPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）に掲げる取組案を期限とともに記載してください。	他の政府決定文書等において、本取組に関連する記載がある場合や、本取組に係る予算措置等がある場合等、本取組に係る補足事項があれば、記載してください。
<p>（1）実効性のある優先的検討の推進／アウトカムに関するデータ等</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年12月以降、地方公共団体等に優先的検討規程の策定を要請してきたところであり、人口20万人以上の地方公共団体の約8割（平成29年度末時点）で優先的検討規程が策定された。 一方で優先的検討規程が各地方公共団体において本格的に運用開始されたのは概ね平成29年度からであり、人口20万人以上の地方公共団体において、規程に基づく検討実績のある地方公共団体は全体の1/3程度（平成29年度末時点）であった。 人口20万人以下の地方公共団体においては、規程の策定率は2.2%、規程に基づく検討実績のある団体は全体の1%未満であった（平成29年度末時点）。 									
1	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	① 国や全ての人口20万人以上の地方公共団体等において、速やかに優先的検討規程の策定が完了するよう、策定における課題の解消に向けた助言等の支援を実施するとともに、毎年度策定状況を公表する。	(平成30年度から)	<内閣府>	内閣府	内閣府の支援事業・プラットフォーム等を通じて未策定団体に対して策定の働きかけ・助言支援等を実施した。平成29年度末の策定状況を公表済。	【継続】	
2	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	② 地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進を図るよう、経験の少ない地方公共団体にも分かりやすい情報の横展開を図る。	(平成30年度から)	<内閣府>	内閣府	内閣府の支援事業・プラットフォーム等を通じて未策定団体に対して策定の働きかけ・助言支援等を実施した。経験の少ない地方公共団体にも分かりやすいようなパンフレット「PPP/PFIの概要」を作成し、啓発に取り組んだ。	【継続】	
3	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	③ PPP/PFIの経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体にも実施主体の裾野拡大を図るため、実施主体の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法を検討する。	(平成30年度から)	<内閣府>	内閣府	経験の少ない地方公共団体でもPPP/PFIを前向きに検討できるような環境整備として、コンサルに委託することが多い導入可能性調査を地方公共団体職員自らが簡易的に行えるような方策を公共施設の空調整備事業を対象に事業推進部会で検討し、年度内に取りまとめ予定。	⑨ PPP/PFIの経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体にも裾野拡大を図るためには導入可能性調査等の初期段階からの支援や実施主体の負担を軽減する導入検討手法の普及が有効である。そのため、地方創生に資するプロジェクトとしてPPP/PFIの活用を図る地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援するとともに、公共施設の空調整備・更新事業を例としたPPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアルの周知等により、地方公共団体の負担軽減を図る。（平成31年度から）<内閣府>	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA		
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）	その他補足事項
4	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	④ 分野横断や広域連携による官民連携事業など、中小規模の地方公共団体における官民連携事業の実施上の課題の克服に資するモデルの形成を図る。	(平成30年度から)	<国土交通省>	国土交通省	平成30年度より、人口20万人未満の地方公共団体における分野横断的な包括的民間委託等の導入検討に対する支援を開始し、モデル形成を図っている。	③ 分野横断や広域連携による官民連携事業や公共施設等の集約・再編に係る官民連携事業など、中小規模の地方公共団体における官民連携事業の実施上の課題の克服に資するモデルの形成を図る。	
5	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	⑤ 優先的検討規程の運用状況をフォローアップし、既に策定した運用の手引を踏まえ、運用上の課題の抽出と対応策の検討を行うことにより、運用状況の適正化を図る。	(平成29年度から)	<内閣府>	内閣府	策定率及び策定・運用の課題を把握するべく、国・地方公共団体に対して上期フォローアップ調査を実施した。 地方公共団体へのヒアリングで抽出された課題（導入可能性調査費の捻出）に対する対応策として、上記No.3の負担軽減策を検討中。	【継続】	
6	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	⑥ 優先的検討規程の策定及び運用を行い、具体的な案件形成に取り組む地方公共団体に対する支援事業を実施する。	(平成29年度から)	<内閣府>	内閣府	平成30年度内閣府支援事業では、茂原市・高山市を支援対象に選定し、規程の策定・運用（具体的な案件の検討）を支援中。 なお、平成29年度支援した米子市においても、策定が完了し、現在運用がなされているところ。	【継続】	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA		
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）	その他補足事項
7	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	⑦ PPP/PFIの導入検討を一部要件化した事業分野（公営住宅、下水道、都市公園）について、着実に運用を実施する。	(平成29年度から)	<国土交通省>	国土交通省	<p>【住宅局】</p> <p>地域居住機能再生推進事業の新規採択事業において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度より、「PPP/PFI手法の導入検討の要件化」とともに、「その検討費用」について補助対象化 ・平成29年度より、三大都市圏で実施する場合はPPP/PFI手法の導入の要件化を行い、事業を実施。 <p>【水局】</p> <p>平成29年度予算から、社会資本整備総合交付金等において、人口20万人以上の地方公共団体における下水処理施設の改築にあたってのコンセッション導入検討の要件化（平成30年4月に一部内容改善）や下水汚泥有効利用施設の新設にあたってのPPP/PFI導入の原則化を着実に運用している。</p> <p>【都市局】</p> <p>社会資本整備総合交付金等の都市公園事業の事業要件に下記の規程を追加し、着実に運用している。</p> <p>「なお、人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込まれる施設の整備を新たに実施する場合は、（中略）平成29年の都市公園法改正により設けられた公募設置管理制度を含むPPP/PFI手法の導入に係る検討を了することを要件とする。（後略）」</p>	⑥ PPP/PFIの導入検討を一部要件化した事業分野（公営住宅、下水道、都市公園、廃棄物処理施設、浄化槽）について、着実に運用を実施する。（平成29年度から）<国土交通省>（平成31年度から）<環境省>	
8	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	⑧ 下水道事業について、広域化・共同化に関する計画策定の検討着手や公営企業会計の適用の検討着手を要件化しており、これらの取組を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。特に、公営企業会計の適用については、年内に新たなロードマップを明確化し、人口3万人未満の地方公共団体における取組を一層促進する。	(平成30年度から)	<国土交通省、総務省>	国土交通省	広域化・共同化計画策定の検討着手や公営企業会計の適用の検討着手に関する社会資本整備総合交付金等の交付要件を着実に運用している。	【継続】	
						総務省	公営企業会計の適用について、人口3万人未満の地方公共団体における取組等を一層促進するため、新たなロードマップを示し、取組の更なる推進を通知により要請した。	公営企業会計の適用については、人口3万人未満の地方公共団体も含め一層の適用を促すため、平成35年度までを取組期間として策定した新たなロードマップに基づき、各団体における取組を促進する。（平成31年度から）<総務省>	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA		
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）	その他補足事項
9	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	⑨ 具体的な案件形成が実際に進むように、実施主体の経験に応じた支援・情報（優良事例等）の横展開を図る。なお、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」等を通じて手続きの簡易化が可能である旨を周知するとともに、広域化とPPP/PFIの検討を連携して行うことが有効となるケースも存在する旨も周知する。	(平成30年度から)	<内閣府>	内閣府	優良事例やガイドラインについて、PPP/PFI地域プラットフォーム、各種講演、内閣府ホームページ等を活用して周知を図っている。	【継続】	
(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進/アウトカムに関するデータ等 ・アクションプラン前半期において、平成30年11月時点までに約60の地域プラットフォームが形成され、約500の地方公共団体がブロックプラットフォームに参加した。									
10	3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	① 平成28年版で設定した地域プラットフォーム形成数及びブロックプラットフォーム（地方ブロック単位で形成されたもの）に参画する地方公共団体数の目標は達成した。今後は地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）への地方公共団体の参画を更に促進するとともに、これらを通じたPPP/PFI事業の形成を促進するため、新たな目標値を設定する。	(平成30年度末まで)	<内閣府、国土交通省>	内閣府	内閣府及び国土交通省にて、地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）への地方公共団体の参画を更に促進するとともに、地域プラットフォームを通じたPPP/PFI事業の形成を促進するため、新たな目標値を設定した。	① 地域プラットフォーム（ブロックプラットフォーム及び平成31年に創設したPPP/PFI地域プラットフォームの協定制度を含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数について、平成30年度～平成32年度の目標を200団体とするとともに、地域プラットフォーム（ブロックプラットフォーム及び平成31年に創設したPPP/PFI地域プラットフォームの協定制度を含む）に参画する地方公共団体数について、平成30年度～平成32年度の目標を600団体とする。（平成32年度末まで）<内閣府、国土交通省>	新経済・財政再生計画改革工程表2018にて設定
						国土交通省	全国の地方公共団体や、地元企業、地域金融機関の地域PFへの参画を促し、具体的なPPP/PFI案件形成を促進するため、新たな目標値を設定した。		
11	3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	② 運用マニュアルの周知を図り、運用マニュアルを活用したプラットフォーム形成及び効果的な運営を働きかける。	(平成29年度から)	<内閣府、国土交通省>	内閣府	地方ブロックプラットフォームや各種講演の機会等を活用してマニュアルの周知を図り、地域プラットフォームの形成や運営の参考にってもらうよう働きかけを実施。また、既存プラットフォームに対しても周知し、今後の運営においてマニュアルを参考にってもらうよう働きかけを実施。	【継続】	
						国土交通省	ブロックプラットフォームにおいて周知している。		

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA		
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）	その他補足事項
12	3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォーム	③ 地域プラットフォームの実践ノウハウを有する専門家や経験豊かな地方公共団体職員を既存のプラットフォームに派遣し、情報提供、助言等の支援を実施する。	(平成28年度から)	<内閣府、国土交通省>	内閣府	既存プラットフォームの活動状況を確認する際に、併せて専門家派遣の活用を紹介。要望に応じて専門家の派遣や内閣府職員による対応を実施中。	【継続】	
						国土交通省	ノウハウを有し、経験豊かな地方公共団体職員や専門家を「国土交通省PPPサポーター」として任命し、研修等の講師として地域プラットフォームに派遣した。	【継続】	
13	3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォーム	④ 複数の地方公共団体・民間事業者等で構成される広域的な地域プラットフォームの形成・運営を支援する。	(平成29年度から)	<内閣府、国土交通省>	内閣府	平成30年度において複数の地方公共団体等で構成される広域的な5地域（鳥取県、徳島県、泉南地域、多摩地域、静岡市域）の地域プラットフォーム形成・運営を支援。	【継続】	
						国土交通省	平成30年度までに、計8地域を支援している。	【継続】	
14	3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォーム	⑤ 地方公共団体等に対して、地域プラットフォームの形成数や具体的な案件形成数等の実施状況のフォローアップを実施し、結果を公表する。	(平成28年度から)	<内閣府、国土交通省>	内閣府	地方公共団体等にアンケートを実施し、地域プラットフォームの形成数、具体的な案件形成数の状況をフォローアップし、ホームページで結果を公表する予定	【継続】	
						国土交通省	平成30年度までの地域プラットフォーム形成支援対象自治体は全て公表しており、平成29年度までの支援成果も公表している。平成30年度の支援成果については平成31年度より随時公表予定。	【継続】	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組					PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA			
	章	節	内容	期限	担当府省庁	回答府省庁	平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）	その他補足事項
15	3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	⑥ ブロックプラットフォーム等を積極的に活用し、地方公共団体・民間事業者におけるPPP/PFI事業推進に関する国への施策ニーズの把握に努めるとともに官民対話の促進など、地方公共団体の事業化検討の支援等を行う。	(平成28年度から)	<内閣府、国土交通省>	内閣府	国土交通省と連携し、平成28年度より全国9ブロックにおいて継続的に開催されている会議の中で国の施策や内閣府の取組に関する情報提供や地方公共団体等との意見交換を実施。	【継続】	
						国土交通省	全国9ブロックで継続的な取組を実施している。平成30年度はニーズを把握した上で以下の取組を実施した。 ・サウンディング（7ブロック） ・PPP/PFI推進首長会議（5ブロック） ・研修（9ブロック） また、コンセッションの先行事例を広く周知するためコンセッションセミナーを開催した。	【継続】	
<p>(3) 公的不動産における官民連携の推進/アウトカムに関するデータ等</p> <p>・公的不動産利活用事業のアクションプランにおける事業規模目標は10年間で4兆円である。一方、実績は当初3年間（平成25～27年度）は0.3兆円/年レベルで推移し、目標の0.4兆円/年ペースを下回っていたが、平成28年度以降は漸増傾向にあり、平成29年度末時点では5年間で計2.0兆円と、目標ペースでの事業化が図られている。</p>									
16	3. 推進のための施策	(3) 公的不動産における官民連携の推進	①道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を推進するため、首都高速道路築地川区間をモデルケースとし、PPPの活用について検討を引き続き推進する。	—	<国土交通省>	国土交通省	関係者間で検討を実施。	【継続】	
17	3. 推進のための施策	(3) 公的不動産における官民連携の推進	② 都市公園法に基づく公募設置管理制度の着実な導入促進を図る。	(平成29年度から)	<国土交通省>	国土交通省	第193回通常国会において都市緑地法等の一部を改正する法律が成立、平成29年6月施行され、公募設置管理制度を創設し、導入促進を図っている。	【継続】	
18	3. 推進のための施策	(3) 公的不動産における官民連携の推進	③若年人口の減少に伴い、今後小中学校等の遊休化が急速に拡大する中で、地域包括ケア拠点としての利活用等、文教施設等の集約・複合化等に向け、官民合同検討会、地元企業参画スキームの優良事例の横展開等を行う。	(平成29年度から)	<文部科学省、厚生労働省、内閣府>	文部科学省	・廃校活用事例集を活用し、各種説明会等において普及啓発を行う。 ・文科省・厚労省・内閣府とが連携し、地域プラットフォーム等を活用した情報提供を行う。 ・文教施設と福祉施設等を複合化した事例を盛り込んだ、文科省・厚労省連名の資料を作成した。これを活用し、各種説明会等で情報提供を行う。	【継続】	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組					PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA			
	章	節	内容	期限	担当府省庁	回答府省庁	平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）	その他補足事項
19	3. 推進のための施策	(3) 公的不動産における官民連携の推進	④ 地方公共団体における公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳の整備・公表を引き続き進めることにより、公的不動産の活用への民間事業者の参画を促す環境の整備を進める。総合管理計画については、個別施設計画の内容等を反映させるなど、不断の見直しを促し、充実を図る。	—	<総務省>	総務省	【公共施設等総合管理計画】都道府県及び指定都市については全団体、その他の市区町村については99.7%の団体において、策定済み。（平成30年9月末時点）また、各団体の公共施設等総合管理計画の策定状況を、総務省のホームページにて公表している。 【固定資産台帳】「整備済」が1,704団体（95.3%）、「整備中」が84団体（4.7%）となっている。（平成30年3月末時点）また、各団体が公表した固定資産台帳へのリンク集を、総務省のホームページにて公表する予定（3月中）。	【継続】	
20	3. 推進のための施策	(3) 公的不動産における官民連携の推進	⑤ 低未利用公的不動産の有効活用が図られるよう、経験値の少ない地方公共団体に対しても分かりやすいように配慮した情報の横展開を図る。例えば、市場性の低い地域であっても有効活用が図られている優良事例を収集し、共通する成功要素や他地域でも活用できる知見等を抽出することや、平成30年3月に改訂した「公的不動産（PRE）の民間活用の手引き」の周知等を通じ、地方公共団体が積極的に公的不動産の有効活用を図るような環境の整備を進める。	(平成30年度から)	<内閣府、国土交通省、関係省庁>	内閣府	優良事例の成功要素や他地域でも活用できる知見等を抽出するため優良事例を調査中。	【継続】	
						国土交通省	平成30年3月に改訂した「公的不動産（PRE）の民間活用の手引き」について、同年7月に開催したPRE/FM研修会において、地方公共団体職員に対して普及・啓蒙を行った他、同年7月から11月にかけて各地方都市にて計7回開催した不動産活用のためのセミナーにおいて周知を図る等、地方公共団体が民間活用により公的不動産の有効活用を図るような環境整備のための施策を実施した。	【継続】	
(4) 民間提案の積極的活用／アウトカムに関するデータ等 ・アクションプラン前半期においては、ガイドライン発出等の積極的な推進に努めた結果、制度の整備率は向上している（都道府県：34%（平成28年9月）→50%（平成30年9月）、政令指定都市：53%（平成28年9月）→84%（平成30年9月））。 ・民間提案件数が採択された件数の実績はPFI法に基づくもの6件、PFI法に基づかないもの117件である。（平成30年9月）									
21	3. 推進のための施策	(4) 民間提案の積極的活用	① 民間提案を促進するため、「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」の周知を図る。	(平成29年度から)	<国土交通省、内閣府、総務省>	国土交通省	国土交通省のHPで公表しているほか、ブロックプラットフォームや各種講演を活用して周知を図っている。	【継続】	
						内閣府	国土交通省と共催の地方ブロックプラットフォームや地域プラットフォーム、各種講演を活用して周知を図っている。	【継続】	
						総務省	全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議において、地方公共団体に対して周知を図った。	【継続】	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA		
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）	その他補足事項
22	3. 推進のための施策	(4) 民間提案の積極的活用	② 官民対話・民間提案が一層積極的に活用されるよう、支援事業や実施事例を通じての知見の収集につとめ、既存の指針やガイドラインと併せて周知を図る。	(平成30年度から)	<内閣府>	内閣府	支援事業を通じて民間提案を活用した案件形成の事例を創るとともに、実施事例の情報を収集することで知見を集めているところ。既存の指針やガイドラインと併せて、国土交通省と共催の地方ブロックプラットフォーム、地域プラットフォームや各種講演を活用して周知を図っている。	【継続】	
23	3. 推進のための施策	(4) 民間提案の積極的活用	③ 民間提案を活用する地方公共団体等に対する支援を実施する。	(平成29年度から)	<内閣府>	内閣府	民間提案制度が一層積極的に活用されるうえでの課題を把握し、横展開を行う観点から、公募手続きから活用検討までの一連の公募手続きに対する支援事業を実施。	【継続】	
<p>(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援／アウトカムに関するデータ等</p> <p>・地方公共団体におけるPPP/PFI事業の実施意欲については着実に向上している。(PPP/PFIを「積極的に実施していきたい」もしくは「実施は検討したい」と回答した地方公共団体の率：45% (平成28年9月) →51% (平成30年9月))</p> <p>・ただし、人口20万人以上の地方公共団体では8割以上がPPP/PFI事業の実施意欲を有している一方で、人口10万人未満の地方公共団体では4割程度であり、地方公共団体毎に状況が異なる。</p> <p>・PPP/PFIを導入検討するにあたってノウハウが不足していると回答した地方公共団体は全体の約9割 (平成30年9月) であり、内閣府のワンストップ窓口に対する問い合わせ件数は増加傾向 (平成26年度：250件→平成29年度：660件) にある。情報提供等の地方公共団体に対する支援が一層期待されている。</p>									
24	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	① 国土交通大学校等の国の教育機関を活用し、実践的なナレッジを充実させるなどにより、PPP/PFI事業に関する知識を有する職員等を育成する。	(平成28年度から)	<国土交通省、内閣府>	国土交通省	平成30年度は、知識の修得のみならず、新たな着想を生むための議論の場を提供することを重点事項として、模擬サウンディング及び公募資料等の作成について課題研究を行った。	【継続】	
25	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	② 平成30年2月に国会に提出されたPFI法の一部を改正する法律案が成立した場合には、同法律案で規定するワンストップ窓口や、地方公共団体等の求めに応じた助言機能等が円滑に運用されるよう速やかに体制を整え、効果的な助言等を実施する。	(平成30年度から)	<内閣府>	内閣府	地方公共団体等からの問合せに対し、適宜助言等を実施。また、平成30年6月に改正法が成立し、ワンストップ窓口等の支援制度について、体制の構築を図るとともに、説明会等により制度について周知した。	ワンストップ窓口や助言機能等により、地方公共団体等の求めに応じ、効果的な助言等を実施する。	
26	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	③ PPP/PFI事業の専門家や法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有するコンセッション事業の専門家を地方公共団体等に派遣し、PPP/PFI事業の実施に関する情報提供、助言等の支援を実施する。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	地方公共団体等の求めに応じ、専門家を派遣し、情報提供、助言等を行っているところ。また、富山市が検討している総合体育館へのコンセッション手法の導入について、高度専門家により課題検討支援を実施。	【継続】	
27	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	④ バンドリング・広域化、あるいは公的不動産利活用を含めた幅広い種類のPPP事業について先導性の高い優良事例を収集する。この際、地域経済の活性化への貢献のほか、庁内の意思決定段階、プロジェクト推進段階、あるいは地元関係者との合意形成の段階等に踏み込んだ成功要因の分析もを行い、これを同種・類似のPPP/PFI事業を実施しようとする地方公共団体等へ情報提供することにより横展開を図る。	(平成29年度から)	<内閣府>	内閣府	調査業務を活用し、事例についての情報収集を行い、活用が進んでいない分野や重点的に推進を図るべき分野等、分野ごとの状況を把握。それぞれの分野の状況に応じた情報収集及び横展開について検討を実施中。	【継続】	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA		
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）	その他補足事項
28	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	⑤ 首長、地方議会等のPPP/PFIに対する理解促進を図るため、首長、地方議会等を対象としたセミナー等を実施する。	(平成29年度から)	<国土交通省、内閣府>	国土交通省	平成30年度は5ブロック（関東、九州・沖縄、東北、四国、中部）において「PPP/PFI推進首長会議」を開催した。また、金融機関等と「PPP協定」を締結し、当該金融機関等が「PPP協定パートナー」として、首長を対象とするセミナーや、地方議会議員向け勉強会を開催した。	【継続】	
						内閣府	国土交通省と連携し、全国のブロックプラットフォームにおける首長意見交換会を実施している。また、首長や地方議員が参加する講演に、内閣府職員やPPP/PFI専門家を派遣し、PFIに対する意識醸成や理解促進を図っている。	【継続】	
29	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	⑥ PPP/PFI事業に関する提案受付・相談窓口を設置し、自治体の案件形成の検討に対して助言等を行う。	(平成29年度から)	<国土交通省>	国土交通省	「PFI相談窓口」を改良し、「国土交通省PPP/PFI相談・提案受付窓口」を設置し、国土交通省所管の社会資本等に係るPPP/PFI事業についての相談及び国土交通省社会資本整備政策課が実施しているPPP/PFIに係る施策に対する提案を受け付ける体制を整えている。	【継続】	
30	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	⑦ 水道・下水道事業の広域化等及び更なる民間活用の促進のため、「公営企業の経営のあり方に関する研究会」報告書に示された留意点等について、地方公共団体への周知を図る。	(平成29年度から)	<総務省>	総務省	全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議（平成30年4月25日）をはじめ、地方公共団体を対象とした各種会議等において周知を図った。	【継続】	
31	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	⑧ 高度専門家によるアドバイス事例について、支援を受けた地方公共団体以外にも活用可能で有意義な情報は整理し、広く情報共有を図っていく。	(平成30年度から)	<内閣府>	内閣府	内閣府の支援事業等を活用して、事例を創っているところ、また、事例を収集しているところであり、一定の知見が収集されたところで広く情報共有につとめたい。	【継続】	
32	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	⑨ PPP/PFIの活用が進む先進的な地方公共団体の取組や組織設計等のうち、共通する要素や特徴的な要素等を抽出し、他の地方公共団体で参考となるような情報の横展開を図る。	(平成30年度から)	<内閣府>	内閣府	アクションプラン前半5年間レビューにおいて、先進的取り組みを紹介するなど、情報の横展開を図った。	【継続】	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組				回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA			
	章	節	内容	期限		担当府省庁	平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）	その他補足事項
<p>（6）株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用／アウトカムに関するデータ等</p> <p>・アクションプラン前半期において、民間資金等活用事業推進機構は事業規模5.9兆円の事業に対する支援を行い、16.8倍の呼び水効果を得るなど、着実に融資実績を積み重ねている。</p> <p>・また、同機構による地域人材の育成・ノウハウ提供や市場関係者へのアドバイスなども着実に実施されており（両者併せて5年間で約1,000件）、同機構による案件形成支援が一層期待されている。</p>									
33	3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	① リスクマネーの「呼び水」としての機構の出融資を最大限活用し、案件形成プロセスの早期の段階から牽引役としての役割を果たし、重点分野に掲げるコンセッション事業の着実な実現を図るとともに、PPP/PFI手法導入優先的検討規程や公共施設等総合管理計画の本格的な運用を開始する地方公共団体を中心に収益型事業を推進する。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	・平成30年度は、3月末時点までに6案件（福岡空港特定運営事業等、須崎市公共下水道施設等運営事業等）について支援決定	【継続】	
34	3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	② 上下水道のコンセッション事業の導入に当たっては、これらの事業が抱える中長期的な経営上の課題について首長の認識や住民の理解を得ることが前提となる。このため、機構のコンサルティング機能をフルに活用し、上下水道の事業計画・収支計画・資金計画等の検討をサポートし、コンセッション事業の導入に向けた検討を促進する。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	・浜松市上下水道事業管理者と上水道コンセッションの制度設計に係る論点を整理 ・宮城県上工下水一体官民連携運営検討会に参加のうえ、制度設計に係る意見を陳述 ・下水道展（2018年）の併催企画として国土交通省が開催した「下水道における課題解決のためのPPP/PFI説明会」においてパネルディスカッションに参加。 ・国土交通省による「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」に参加し、意見を交換 ・厚生労働省・経済産業省による「水道分野における官民連携推進協議会」に参加し、意見を交換	【継続】	
35	3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	③ 地域におけるPFI事業で地域の民間事業者が主導的な役割を担うことができるよう、PFIに係る知識や具体的案件への取組方法等の情報提供を行うとともに、地域金融機関等に対しリスク分析手法や契約実務等に係るプロジェクトファイナンスのノウハウの移転を進め、地域人材の育成を図る。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	・平成30年度においては、現在進行中の案件に関わる事業者や金融機関へのサポートを行うとともに、財務局(北陸、東海、近畿、中国)、財務事務所(山口)及び地域プラットフォーム（鳥取県及び富山県）等で、PFIのファイナンスについて講演を実施	【継続】	
36	3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	④ コンセッション事業を推進する地域金融機関、民間機関投資家等の関係者との協議を継続するとともに、案件の形成支援と資金の供給を通じて、全国各地において多様な分野で多数の収益型事業に対して安定的に民間資金が供給されるような環境の整備に寄与することにより、民間インフラファンドの組成を推進する。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	・地銀等4行、民間ファンド8社、証券会社1社と、機構からの出資を得た形での民間インフラファンド設立に係るファンド運営方法及び投資案件動向に係る意見交換を実施。 また、三菱商事株式会社の100%連結子会社である丸の内インフラストラクチャー株式会社が組成した丸の内インフラストラクチャー投資事業有限責任組合について支援決定(2017年10月)。	【継続】	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA		
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）	その他補足事項
37	3. 推進のための施策	(7) その他	① 事業期間が満了したPPP/PFI事業について、事業期間中に発生した効果・課題等を官民双方の視点から検証するとともに、まだ多くの地方公共団体でPPP/PFI事業の導入が進まない理由を分析する。	(平成30年度から)	<内閣府>	内閣府	期間満了PFI事業（期間満了済・平成31年度末までに期間満了予定の約140事業）に対してアンケート調査を行い、全体的な傾向分析を行った。 本年2月の事業推進部会にアンケート結果を報告すると共に、今後の個別事業の検証について進め方等を議論頂く予定。	※(5)情報提供等の地方公共団体に対する支援⑩に移動 ⑩ 事業期間が満了したPPP/PFI事業について、事業期間中に発生した効果・課題等を官民双方の視点から検証し、有効な情報を地方公共団体に横展開する。（平成30年度から）<内閣府>	
38	3. 推進のための施策	(7) その他	② 官民が双方の強みを生かした適切な役割分担でPPP/PFI事業を実施することにより、適切な民間事業者・投資家が参画しやすくなるよう、官民のリスク分担や契約条件等の実態把握調査を行い、対策を検討する。	(平成30年度から)	<内閣府>	内閣府	改正PFI法の成立等を踏まえ、国内民間企業等からのヒアリングを実施。	③ 地方公共団体の負担軽減のため、事業ごとに官民のリスク分担が異なることや官民の創意工夫を阻害しないことに留意しつつ、標準契約書のニーズ等の実態把握調査や事業契約書を分野別に収集・整理・分析するなど、事業契約書作成に係る支援環境整備を検討する。（平成31年度から）<内閣府、関係省庁>	
39	3. 推進のための施策	(7) その他	③ 国・地方公共団体等が自ら資産を保有し、公共サービスを提供するという従来の手法以外の柔軟な手法の有効性・必要性について検討するため、公共施設等を保有しないケースの事例を収集し、公共施設等の保有・非保有に関する整理・検討を行う。	(平成30年度から)	<内閣府>	内閣府	公共施設等を保有しないケースの事例を収集及び公共施設等の保有・非保有に関する整理・検討を実施中。	【継続】	
40	3. 推進のための施策	(7) その他	④ 内閣府等関係府省と連携しつつ、広域連携や官民連携の促進のための地方公共団体の取組を厚生労働省及び総務省が連携して支援する。また、水道事業の経営の持続可能性を確保するため、平成30年3月に国会に提出された水道法の一部を改正する法律案の施行を見据え、速やかに広域連携を推進するための目標設定について検討し、成案を得る。	(平成30年度末まで)	<厚生労働省・総務省>	厚生労働省 総務省	厚生労働省及び総務省で連携し、各種会議等の場において、先進的な取組について、地方公共団体に情報提供した。 また、広域連携や官民連携を推進し、水道の基盤を強化するための水道法の一部を改正する法律案は、衆議院で可決（7月5日）したものの継続審査となっていたが、先般の臨時国会において成立（12月6日）に至った。 今後、各都道府県において、改正法に基づき、広域連携の推進も含め水道事業の基盤強化を図るための水道基盤強化計画を策定することとなるが、基盤強化計画の策定に先立って、同計画の策定を見据えた広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的取組の内容等を定める「水道広域化推進プラン」を平成34年度までに策定することとし、地方公共団体への通知により要請した。 厚生労働省と連携し、各都道府県において平成34年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを通知により要請した。 また、広域化の推進のため、先進事例の紹介など、地方公共団体の取組への支援を行った。	②市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等（広域化）の推進のため、総務省と厚生労働省が連携し、各都道府県における平成34年度までの「水道広域化推進プラン」の策定を推進するとともに、先進事例の紹介等を通じ、地方公共団体の取組の支援を行う。（平成31年度から）<厚生労働省、総務省>	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA		
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）	その他補足事項
41	4. 集中取組方針	①空港	空港運営の自由度を高め、既存ストックを活用した新規需要の開拓や交流人口の拡大による地域活性化に資するため、次に掲げる措置等により、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へのコンセッションの導入を促進する。なお、国管理空港のコンセッションにおけるこれまでの対応について外部有識者による検証を行い、検証結果を今後の案件に反映していく。	－	<国土交通省>	国土交通省	<p>・国管理空港の第1号案件である仙台空港においては、平成28年7月より東急前田豊通グループが設立した仙台国際空港株式会社が空港運営事業を開始し、高松空港においても、平成30年4月より三菱地所・大成建設・パシコグループが設立した高松空港株式会社が空港運営事業を開始している。</p> <p>また、福岡空港においては、平成30年5月に優先交渉権者を選定し、平成31年4月からの事業開始を予定している。</p> <p>その他の国管理空港についても、熊本空港においては、平成32年度からの運営開始に向けて平成30年3月に募集要項等を公表し、北海道7空港（うち3空港は地方管理空港）においても、募集要項等を公表するとともに、広島空港においても運営委託に向けた手続きを開始している。</p> <p>地方管理空港についても、神戸空港において、平成30年4月から運営開始したほか、静岡空港等においても、平成31年度からの運営開始に向けて手続きを行っている。</p> <p>・平成30年8月に外部の有識者で構成される委員会（空港コンセッション検証会議）を立ち上げ、計4回開催して議論を行い、検討結果をとりまとめたところ。なお、同会議は5年ごと（第2回は3年後）を目途に実施する予定。</p>	<p>空港運営の自由度を高め、既存ストックを活用した新規需要の開拓や交流人口の拡大による地域活性化に資するため、次に掲げる措置等により、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へのコンセッションの導入を促進する。なお、国管理空港のコンセッションにおける外部有識者の検証結果を今後の案件に反映していく。</p>	
42	4. 集中取組方針	①空港	・コンセッションを推進するための個別施策に関し、進捗状況を「見える化」する。	（平成29年度から）	<国土交通省>	国土交通省	<p>コンセッション関連のセミナー、シンポジウム等に職員を派遣するなどの取組を実施するとともに、国土交通省ホームページにおいて、各空港における進捗状況、先行事例の公募書類等や提案概要、成果等を公表している。</p>	【継続】	
43	4. 集中取組方針	①空港	・コンセッション実施による地域活性化等の効果を把握・公表し、コンセッションに対する地域の理解・機運を高める。	（平成29年度から）	<国土交通省>	国土交通省	<p>コンセッション関連のセミナー、シンポジウム等に職員を派遣するなどの取組を実施するとともに、国土交通省ホームページにおいて、各空港における進捗状況、先行事例の公募書類等や提案概要、成果等を公表している。</p>	【継続】	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA		
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）	その他補足事項
44	4. 集中取組方針	①空港	・静岡空港や、北海道の小規模空港の事例を踏まえた事業モデルを構築し、横展開を図ることで、コンセッションの導入を抜本的に加速する。	（平成29年度から）	<国土交通省>	国土交通省	空港管理者に対して静岡空港の事例やコンセッションの考え方を示すとともに、空港管理者からの個別の相談に対して積極的な助言等を行っている。 また、イコールフットingの確保については、北海道内7空港特定運営事業等における整理等を踏まえ、あらためて空港管理者である自治体への周知を行った。	【継続】	
45	4. 集中取組方針	①空港	・北海道における7空港でのコンセッションの導入については、以下の5原則に基づいて具体化・推進し、イコールフットingの確保や特定地方管理運営者制度の活用のために必要な事項の検討などの必要な施策も実施した上で運営権者選定を図る。 Ⅰ. 4管理者が、7空港一体という枠組みに変更がないということを共有する。そして成功に向けて一致団結して責任を共有する。 Ⅱ. 4管理者は、一心同体のプロジェクトチームとして共同で公平な入札を行い、競争の中で成長力も含めた7空港全体の能力強化に貢献する運営権者を選定する。 Ⅲ. 運営権者の提案や要求水準を遵守しない事態が続いた場合には、4管理者全ての契約解除を念頭に対処できる包括的な仕組みをつくる。 Ⅳ. 黒字の空港による赤字補てんという形ではなく、民間の経営力と統合効果による自治体管理空港の成長を目指す。 Ⅴ. 原則としては、選ぶ側と選ばれる側の立場の混同につながる管理者による出資は行わない。	（平成31年度末まで）	<国土交通省、内閣府>	国土交通省	北海道における7空港については、5原則に基づき、イコールフットingの確保や特定地方管理運営者制度も踏まえ、平成30年4月に募集要項等を公表して、第一次審査を実施したところ。今後、平成31年度までに優先交渉権者の選定を図る。	【継続】	
46	4. 集中取組方針	①空港	・コンセッション事業者の創意工夫が十分に発揮されるよう規制の緩和や合理化を進める。	（平成28年度から）	<国土交通省>	国土交通省	・国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場を可能とする仕組みの導入に関しては、平成30年5月30日に国において関連規程を改正したことにより、運営権者（仙台空港）による対応が可能となっている。現在、運営権者による計画内容の具体化が進められているところ。 ・保安区域への厨房機器等の持込み等については現行制度で対応可能である旨、運営権者（仙台空港）に伝達済みであり、運営権者において計画内容の具体化を進めているところ。 ・国と運営権者の間で区分所有されているCIQ施設について、運営権者への所有権移転及び国への貸与を進め、ターミナルビル内の柔軟なレイアウト変更を可能にすることについては、運営権者において計画内容の具体化を進めているところであり、関係省庁とも連携しながら検討を進めているところ。	【継続】	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA		
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）	その他補足事項
47	4. 集中取組方針	②水道	次に掲げる措置等により、平成26年度から平成30年度までを集中強化期間として、6件の具体化を目標と、平成30年2月に国会に提出されたPFI法の一部を改正する法律案で規定する上下水道事業に係る債務を地方公共団体が運営権対価で繰上償還する際の補償金の免除措置を通じて、制度の改善やインセンティブ設計を行っており、合わせて、既に検討に着手している案件について、事業開始まで切れ目ない支援を行うことにより、コンセッション事業の着実な導入促進を図る。	（平成30年度末まで）	<厚生労働省>	厚生労働省	地方公共団体におけるコンセッション方式の検討状況については、これまでに6つの地方自治体において、資産評価（デューデリジェンス）又は同等の検討が終了した。その上で、既に検討に着手している自治体と定期的に意見交換を実施することにより切れ目ない支援を行っている。	【調整中】	
48	4. 集中取組方針	②水道	・水道事業の財務や経営の「見える化」を推進するため、中長期的な水道料金の見込み等が記載された事業計画の策定・公表状況について国においてフォローアップを行う。また、水道法の一部を改正する法律案において、水道料金が、健全な経営を確保することができるものでなければならないことを明示的に規定することとしていることから、同法律案が成立した場合には、法律案の趣旨を踏まえ、水道料金の設定状況について国においてフォローアップを行う。	（平成30年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	料金制度について、中長期的な見通しに立った分析、検討を行うことを含む水道事業計画の策定を、厚生労働省から水道事業者等に求めており、年度末までにその策定・公表の状況を調査する。 また、水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る見直しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする等の水道の基盤強化するための水道法の一部を改正する法律案が平成30年12月6日に成立したため、法律の趣旨を踏まえた水道料金の設定状況について、法施行後に国がフォローアップを行う。	【継続】	
49	4. 集中取組方針	②水道	・水道事業にコンセッション事業を活用することにより民間経営の原理を導入することが、広域化と併せ水道事業の長期的な健全性の確保にとって有効な方策であることについて、広域化を契機としてPPP/PFIを活用している事例を含め、国が率先して示すことにより、地方公共団体によるコンセッション事業等の民間活用を強力に後押しする。	（平成30年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	厚生労働省が主催する「水道分野における官民連携協議会」や「水道の基盤強化のための地域懇談会」等において、コンセッション事業等に関する国の取組状況について情報提供を行うとともに、広域化を契機としてPPP/PFIを活用している事例等、先行的に取り組んでいる事例を紹介することなどにより、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を促進した（官民連携協議会は、H30年度は計4回実施、地域懇談会は、H30年度は計4回実施）。	【継続】	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA		
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）	その他補足事項
50	4. 集中取組方針	②水道	・水道分野におけるコンセッション事業等の検討促進や住民不安の解消を目的とし、全国各地で水道分野における官民連携推進協議会や地域懇談会等を活用した啓発活動を実施する。	（平成29年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	厚生労働省が主催する「水道分野における官民連携協議会」や「水道の基盤強化のための地域懇談会」等において、コンセッション事業等に関する国の取組状況について情報提供を行うとともに、民間資金等活用事業推進機構など専門家を交えた意見交換を行い、ノウハウの共有を図った（官民連携協議会は、H30年度は計4回実施、地域懇談会は、H30年度は計4回実施）。	【継続】	
51	4. 集中取組方針	②水道	・水道法の一部を改正する法律案が成立した場合には、水道事業においてコンセッション事業を実施する際に参考となる契約書及び要求水準書のひな形の作成及び周知を実施する。	（平成30年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	平成30年12月6日に水道法の一部を改正する法律が成立した。今後、法律の施行に向けて、コンセッション事業を実施する際に参考となる契約書及び要求水準書のひな形について詳細に検討する予定。	水道事業においてコンセッション事業を実施する際に参考となる契約書及び要求水準書のひな形の作成及び周知を実施する。	
52	4. 集中取組方針	②水道	・水道事業の具体的な案件形成を行うため、既に第三者委託等のPFI事業に取り組んでいる地方公共団体等を対象に更なる首長等へのトップセールスを実施する。	（平成30年度末まで）	<厚生労働省>	厚生労働省	平成30年度は、14水道事業者等（精査中）に対してトップセールスを実施した。	【継続】 ※期限を平成29年度からに変更	
53	4. 集中取組方針	②水道	・水道法の一部を改正する法律案が成立した場合、水道事業におけるコンセッション制度の運用について、事業の安定性、安全性、持続性の確保に留意するとともに、新たな許可制度の運用について詳細を検討する。	（平成30年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	平成30年12月6日に水道法の一部を改正する法律が成立した。今後、法律の施行に向けて、新たな許可制度の運用について詳細に検討する予定。	水道事業におけるコンセッション制度の運用について、事業の安定性、安全性、持続性の確保に留意する観点から、新たな許可制度の運用について詳細を検討する。	
54	4. 集中取組方針	②水道	・これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行う。	（平成28年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行った。	【継続】	
55	4. 集中取組方針	②水道	・水道分野において先導的に取り組む地方公共団体に対しては、案件形成に向けて他分野での先進的な取組事例に関する情報提供や助言等により継続的な支援を行う。	（平成29年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	水道分野における官民連携協議会において、他分野の先進事例である公共下水道におけるコンセッション事例（浜松市）や工業用水道分野の動向等に関する情報提供等を実施するとともに、宮城県・浜松市など先進的に取り組む水道事業者に対して定期的に技術的助言や意見交換を行った。	【継続】	
56	4. 集中取組方針	③下水道	平成26年度から平成29年度までの集中強化期間中の数値目標については、事業開始1件、実施方針策定1件のほか、事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の4件を合わせて6件を達成した。ただし、6件のうち実施方針の策定完了済みという手続きまで到達している案件は2件であるため、引き続き重点分野とし、6件の実施方針の策定完了の達成までフォローアップを続けるものとする。なお、6件の実施方針の策定完了までの目標期間を平成31年度末までとする。	（平成31年度末まで）	<国土交通省>	国土交通省	平成30年4月に事業開始した浜松市、平成30年2月に実施方針、8月に募集要項を公表した須崎市の他、事業実施に向けた具体的な取組が進捗している都市等に対し、案件スキームの検討や課題の抽出等に関する支援や定期的な意見交換・助言等を実施するなど、切れ目ない支援を行った。	【継続】	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA		
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）	その他補足事項
57	4. 集中取組方針	③下水道	・下水道事業の財務や経営の「見える化」を推進するため、経営に関する指標について、地方公共団体間で比較できる情報を提供するとともに、下水道事業における中長期の収支見直しを見直すための推計モデル（「Model G」）の活用を促進する。また、中長期的な下水道使用料の見込みが記載された事業計画の策定・公表について国において引き続きフォローアップを行う。	（平成30年度から）	<国土交通省>	国土交通省	<p>・経営の「見える化」について、各地方公共団体における代表的な経営指標について、事業規模等の類似する団体区分毎に一覧にし、国交省HPで公表した。</p> <p>・中長期収支見直し推計モデル（Model G）については、全国下水道主管課長会議や各地方整備局8か所のブロックで実施する説明会においてその活用を周知したほか、モデル都市（館林市、十日町市、加賀市）での活用事例を水平展開する。</p> <p>・また、中長期的な下水道使用料の見込みが記載された事業計画について、平成30年12月末における策定率は100%であり、策定された事業計画については、適宜国土交通省のホームページ上で公表している。</p>	【継続】	
58	4. 集中取組方針	③下水道	・先行的に下水道のコンセッション事業に取り組んでいる浜松市のコンセッション事業の着実な事業実施を支援する。その他具体的に検討を進めている地方公共団体に対して、技術的な助言等を実施し、案件形成を支援する。これらの地方公共団体における課題やその解決策等を抽出し、国が率先して示すことにより、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を強力に後押しする。	（平成28年度から）	<国土交通省>	国土交通省	<p>・浜松市の事業が着実に進むよう支援を行うとともに、その他に検討を進めている地方公共団体については、案件形成や課題検討等について財政的支援や助言を実施した。引き続き、これらの都市に対する支援を行うとともに、得られた課題への対応策や知見等については、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」を平成30年度に4回開催し、他の地方公共団体に共有した。また、平成31年2月に「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会 民間セクター分科会」を開催し、更なるコンセッション事業の促進のための課題等を検討し、同事業の活用を強力に後押しする。</p> <p>・さらに、コンセッション導入にあたっての課題の具体的解決策等について平成30年度中に改正する下水道コンセッションガイドラインにおいて示す。</p>	【継続】	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA		
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）	その他補足事項
59	4. 集中取組方針	③下水道	・「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」や「民間セクター分科会」を通じて官民のリスク分担や課題の解決方策について、検討を進めるとともに、コンセッション事業に取り組む地方公共団体の検討の状況の「見える化」を行う。	（平成29年度から）	<国土交通省>	国土交通省	「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」を計4回開催した。（平成31年3月の開催予定も含む）また、地方公共団体の検討会とは別に、平成31年2月に同検討会「民間セクター分科会」を開催し、民間事業者の視点でのPPP/PFI事業の導入促進のために、官民リスク分担等の課題の解決方策について検討を進める。 各地方公共団体のコンセッション導入に向けた取組状況については、内閣府のホームページ上にも掲載しているところ。今後も引き続き、検討の状況の「見える化」を実施していく。	【継続】	
60	4. 集中取組方針	③下水道	・「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」とは別に、ブロック単位等の地方において、意見交換会等を行い、国の職員等を派遣する。	（平成29年度から）	<国土交通省>	国土交通省	平成30年10～11月に、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」とは別に地方整備局（全国8箇所）において、地方公共団体向けに官民連携等についての説明会を実施し、地方公共団体における官民連携の取組に関する先行事例の発表を行うとともに国の職員と地方公共団体の職員の間で意見交換を実施した。	【継続】	
61	4. 集中取組方針	③下水道	・下水道分野において、コンセッション事業の更なる具体の案件形成を行うため、首長等へのトップセールスを実施する。	（平成29年度から）	<国土交通省>	国土交通省	引き続きコンセッション事業の更なる具体の案件形成を行うため、地方公共団体の首長や事業管理者等に対するトップセールスを実施し、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」への参画等の働きかけを実施した。	【継続】	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA		
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）	その他補足事項
62	4. 集中取組方針	③下水道	・これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行う。	（平成28年度から）	<国土交通省>	国土交通省	アクションプラン記載の各種取組について、四半期毎にフォローアップを行った。	【継続】	
63	4. 集中取組方針	④道路	今後の全国展開の可能性を継続検討し、案件を掘り起こす必要があるために、重点分野に引き続き指定し次に掲げる措置等を講ずる。	－	<国土交通省>	国土交通省	愛知県道路公社の先行事例については、地方道路公社等の関係者が集まる会議等において、情報提供を実施してきている。	【継続】	
64	4. 集中取組方針	④道路	・愛知県道路公社の先行事例について、他の道路公社へのコンセッション事業の適用拡大を図るため、その成果等を情報収集しつつ、情報提供を始めとした横展開を図る。	（平成28年度から）	<国土交通省>	国土交通省			
65	4. 集中取組方針	⑤文教施設	次に掲げる措置等により、平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中に3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	（平成30年度まで）	<文部科学省>	文部科学省	・有識者会議の報告書「文教施設（スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設）における公共施設等運営権制度の可能性と導入について」や、実務的な手引き「文教施設におけるコンセッション事業に関する導入の手引き」を用い、地域プラットフォーム、地方自治体向けの説明会等を通じて、地方自治体等に普及啓発を行う。 ・具体的な案件形成が進むよう、先導的に事業の検討を行う地方自治体に対する支援事業を実施（平成29年度、平成30年度予算事業）。	【調整中】	
66	4. 集中取組方針	⑤文教施設	・文教施設（スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設をいう。以下同じ。）について、有識者検討会の最終報告を踏まえ、コンセッション事業を活用した利用者の満足度の向上や収益性を高める取組が実行されるよう、地方公共団体を支援する。	（平成28年度から）	<文部科学省>	文部科学省	・具体的な案件形成が進むよう、先導的に事業の検討を行う地方自治体に対する支援事業を実施（平成29年度、平成30年度予算事業）。	・文教施設（スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設をいう。以下同じ。）について、コンセッション事業を活用した利用者の満足度の向上や収益性を高める取組が実行されるよう、地方公共団体を支援する。	
67	4. 集中取組方針	⑤文教施設	・文教施設の具体的な案件形成を行うため、関係府省と連携しながら、地方公共団体等への働きかけを実施する。	（平成28年度から）	<文部科学省>	文部科学省	・地域プラットフォーム、地方自治体向けの説明会等を活用し、地方自治体等に対し、有識者会議の報告書や、実務的な手引き、文科省の予算事業等について周知。 ・内閣府の支援事業を実施した地方自治体に対し、支援事業終了後も、検討進捗の個別ヒアリングを実施。	・文教施設の具体的な案件形成を行うため、関係府省と連携しながら、実務的な手引きの周知を図るなど、地方公共団体等への働きかけを実施する。	
68	4. 集中取組方針	⑤文教施設	・有識者検討会の最終報告を踏まえ、地方公共団体において文教施設の具体的な案件形成が行われるよう、実務的な手引きの周知を図る。	（平成30年度から）	<文部科学省>	文部科学省	・地域プラットフォーム、地方自治体向けの説明会等を活用し、地方自治体等に対し、実務的な手引きについて周知。	【取組番号67に統合】	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA		
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）	その他補足事項
69	4. 集中取組方針	⑤文教施設	・有識者検討会の最終報告を踏まえ、都市部の文教施設における案件形成においては、周辺の他施設も包含した複合的運営による集客力拡大等の取組が進められるよう、地方公共団体を支援する。	（平成28年度から）	<文部科学省、内閣府>	文部科学省	・地域プラットフォーム、地方自治体向けの説明会等を活用し、地方自治体等に対し、有識者会議の報告書等について周知。 ・具体的な案件において、複合的運営の検討が進むよう、先導的に事業の検討を行う地方自治体に対する支援事業を実施（平成29年度、平成30年度予算事業）。	・都市部の文教施設における案件形成においては、周辺の他施設も包含した複合的運営による集客力拡大等の取組が進められるよう、地方公共団体を支援する。	
70	4. 集中取組方針	⑥公営住宅	次に掲げる措置等により、平成28年度から平成30年度までを集中強化期間として、6件のコンセッション事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化を目標とする。	（平成30年度まで）	<国土交通省>	国土交通省	○予算措置等の内容については下記のとおり ・地方公共団体におけるPPP/PFI導入を支援する事業（基本構想検討に対する支援）を実施。 ・社会資本整備総合交付金において、「PPP/PFI等の事業手法による民間投資の誘発を促進する事業」を重点配分対象化。	【調整中】	
71	4. 集中取組方針	⑥公営住宅	・公営住宅の建替・集約化に際して、低所得者の居住の安定を図ることを前提としつつ、民間事業者の経営手法や創意工夫を活用することにより管理運営の効率化と資産価値の向上を図るとともに、余剰地の有効活用等を通じて収益化を目指すことが重要である。	—	<国土交通省>	国土交通省	・地域居住機能再生推進事業の新規採択事業において、平成28年度より、「PPP/PFI手法の導入検討の要件化」とともに、「その検討費用」について補助対象化。さらに、平成29年度より、三大都市圏で実施する場合はPPP/PFI手法の導入を要件化。	【継続】	
72	4. 集中取組方針	⑥公営住宅	・このため、将来的なコンセッション事業の活用を視野に入れ、収益型事業や公的不動産利活用事業の積極的活用により、公的負担の抑制を図る。	（平成28年度から）	<国土交通省>	国土交通省		【継続】	
73	4. 集中取組方針	⑦クルーズ船向け旅客ターミナル施設	次に掲げる措置等により、平成29年度から平成31年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	（平成31年度まで）	<国土交通省>	国土交通省	先行事例となる福岡市ウォーターフロント再開発のコンセッション案件のスキーム構築に対して支援を行った。あわせて、各地方整備局等を通じてコンセッション事業の候補となる案件について情報収集を行った。	【継続】	
74	4. 集中取組方針	⑦クルーズ船向け旅客ターミナル施設	・福岡市ウォーターフロント再開発のコンセッション案件等において、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえたスキーム構築を支援し、先行事例の形成を図る。	（平成31年度まで）	<国土交通省>	国土交通省		【継続】	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA		
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）	その他補足事項
75	4. 集中取組方針	⑧MICE施設	次に掲げる措置等により、平成29年度から平成31年度までを集中強化期間として、6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	（平成31年度まで）	<国土交通省>	国土交通省	<p>地方自治体等のMICE関係者が集まる会議、第2回及び第3回「グローバルMICE都市・都市力強化対策本部」の場を活用して、MICE施設に係るコンセッション方式導入のメリットや先行事例等について説明し、同方式導入の働き掛けを実施。（平成30年6月及び平成30年11月実施）</p> <p>観光庁ウェブサイト上にて、コンセッション方式導入に関する情報や関係省庁のウェブサイトリンクを掲載。（平成30年4月実施）</p>	【継続】	
76	4. 集中取組方針	⑧MICE施設	・横浜みなとみらい国際コンベンションセンターや愛知県国際展示場のコンセッション案件等の先行事例を踏まえ、コンセッション方式のメリットに係る情報を他の地方公共団体に対し積極的に提供し、これら地方公共団体における同方式の導入を促していく。	（平成31年度まで）	<国土交通省>	国土交通省	<p>地方自治体等のMICE関係者が集まる会議、第2回及び第3回「グローバルMICE都市・都市力強化対策本部」の場を活用して、横浜みなとみらい国際コンベンションセンター、愛知県国際展示場に係るコンセッション方式導入のメリットや先行事例等について説明し、同方式導入を働き掛けを実施。（平成30年6月及び平成30年11月実施）</p> <p>地方ブロックプラットフォームの場、具体的には国土交通省主催「コンセッション事業推進セミナー」において、愛知県国際展示場コンセッション方式導入の先行事例等について周知活動を実施。（平成31年1月）</p>	コンセッション方式導入の検討を始める自治体に専門家を派遣し、同方式導入に向けて解決すべき課題等の調査を実施し、導入を促す。	
77	4. 集中取組方針	⑨公営水力発電	次に掲げる措置等により、平成30年度から平成32年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	（平成32年度末まで）	<経済産業省>	経済産業省		【継続】	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA		
	章	節	内容	期限	担当府省庁		平成30年度末までの取組	PPP/PFI推進アクションプラン（平成31年改定版）に掲げる取組案（改定アクションプランの記載案）	その他補足事項
78	4. 集中取組方針	⑨公営水力発電	・コンセッション方式によるPFI事業の導入を前提とした水力発電開発地点の導入可能性調査に対する補助事業を計上し、地方公共団体における検討、移行を支援する。	－	<経済産業省>	経済産業省	鳥取県が先行してコンセッション事業の検討を行っているところ、さらなる案件の形成に向け、平成30年5月21日及び平成30年10月9日の都道府県を対象とした施策説明会並びに平成30年9月12日に公営電気事業者を対象とした技術講習会において、コンセッション方式によるPFI事業について説明を行うとともに、コンセッション事業を前提とした水力発電開発地点の導入可能性調査に対する補助事業について周知。平成31年1月31日開催予定の水力開発セミナーにおいても講演を行う予定。	【継続】	
79	4. 集中取組方針	⑩工業用水道	次に掲げる措置等により、平成30年度から平成32年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	(平成32年度末まで)	<経済産業省>	経済産業省		【継続】	
80	4. 集中取組方針	⑩工業用水道	・コンセッション方式の案件形成に向けた導入可能性調査やデューデリジェンス等を実施する。	－	<経済産業省>	経済産業省	・平成30年度については、資産評価（デューデリジェンス）を3自治体（熊本県、鳥取県、三豊市）において開始したところ。更にコンセッション事業の具体的な案件が進展するよう、平成29年度に引き続き、複数の自治体において導入可能性調査を実施中。 ・また、「水道分野における官民連携推進協議会」等の場を活用し、他分野のコンセッション導入の事例等を通じてコンセッション方式に関する知見やノウハウを地方公共団体に共有することでコンセッション方式導入の検討を支援している。	【継続】	
81	4. 集中取組方針	⑪その他分野横断的事項	・地方公共団体等が行うデューデリジェンス等のコンセッション事業の準備事業に要する負担に対する支援を実施する。	(平成28年度から)	<厚生労働省、国土交通省>	厚生労働省 国土交通省	厚生労働省の予算事業において、コンセッション方式の活用を選択肢の1つとして考える自治体における官民連携に係る検討を支援している（平成28年度：近江八幡市及び竜王町、平成29年度：小諸市、平成30年度：胎内市）。また、コンセッション事業等の導入に向けた調査等に関する事業に要する負担の一部を支援している（平成28年度：橋本市、紀の川市及び二セコ町、H29年度：京都府、村田町及び二セコ町、平成30年度：宮城県、草津市、京都府）。	【継続】	
						国土交通省	平成30年度までに、先導的官民連携支援事業により15件のコンセッション事業の検討の支援を実施している。	【継続】	